

# 指定通所介護の利用料等

## 介護保険給付対象サービスの利用料

利用料	単独型（一般）			
	2時間以上 3時間未満	3時間以上 5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上 9時間未満
要介護—1	3～5時間の 70%	5,015円	7,621円	8,810円
要介護—2	3～5時間の 70%	5,761円	8,983円	10,335円
要介護—3	3～5時間の 70%	6,486円	10,345円	11,977円
要介護—4	3～5時間の 70%	7,221円	11,696円	13,588円
要介護—5	3～5時間の 70%	7,934円	13,058円	15,188円
個別機能訓練指導Ⅱ	540円 加算（平成26年4月1日見直し）			
入浴介助浴	540円 加算（平成26年4月1日見直し）			
栄養改善指導	1,621円 加算（管理栄養士による指導・月2回／3月以内）			
口腔機能向上指導	1,621円 加算（看護師による指導・月2回／3月以内）			
若年認知症 ケア体制	648円 加算			
延長加算	（平成22年7月16日 削除）			
利用者負担金	法定代理受領の場合は、上記金額の1割（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による）			

注1 加算費用については、対象となる費用についてのみ記載する。

注2 通常事業の実施地域内の送迎費は、包括化により徴収をしてはいけない。（地域外は下記に示す）

## 介護保険給付対象外サービスの利用料

昼食代（一般食）	1食 500円（税込）
おやつ代	1日 100円（税込）
おむつ代	使用者に持参願う。施設のものを使用した場合は、代替をする。
製作活動費	購入の時価にて、斡旋する（積立はせず、その都度清算とする）
通常の事業の実施地域を超える 場合の交通費	（平成22年7月16日 削除）
通常時間を超える時間帯利用料	（平成22年7月16日 削除）
その他日常生活費	（平成22年7月16日 削除）

\* 「サービス提供の一環として提供されるもの」について、徴収することはみとめられていない

（平成26年4月介護報酬改訂おりこみ10.81%）